

鳥取県告示第346号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 5月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 山上津無地区 農道整備	平成21年 3月30日